

はじめに

我が国の製造産業界における製造請負及び労働者派遣などの外部人材は、いまや生産とは切り離せないものとなって製造現場への活用がなされている。

しかしながら企業の製造現場の一端を外部の人員が請け負うことにこれまでも問題がなかったわけではなく、それが請負の現場であれば、指揮命令系統を始めとする請負会社の運営上の独立をはじめ、そこに働く人たちの労働者保護のもとにキャリアパスまでもがきちんと設けられるなど、いかに適正な請負の関係性が発注者と請負事業者の間に成立し尚且つ請負事業者側で働く労働者の雇用が適正に守られているかが、大いに見極められていくこととなった。

平成25年度は、「ガイドライン及び好事例等を活用した請負事業主及び発注者に対する適正化・雇用管理改善に関する相談支援等」の「請負事業アドバイザー」の機能として「認定に至らなかった申請事業者や相談者のうち認定を希望する者に対しての技術的助言」が事業の概要に組み入れられた。

報告書内でも触れるが、事業者への制度の普及・助言の活動が過去にない感触を得て、事業者からも好評を得たので審査希望事業者数の大幅な改善を目指して、今後の活動へも活かしていきたい。

我が国の製造事業者を取り巻く経営環境も大幅に改善し、製造請負事業者の業績も大幅に伸び取引も活性化している。

製造現場における限られた外部人材の活用はより一定のクオリティを求められることとなり、製造請負優良適正事業者認定制度を通して向けられた製造請負業界へ期待は、より一層の適正化と雇用管理改善を求められるままに高まりつつある。

改めて審査にご協力を頂いた発注者、メーカーの皆様にはこの書面を通じ心よりお礼を申し述べたい。

これら請負の適正化に向けた本来あるべき動きが請負業界全体に拡がり、悪質な業者を完全に排斥し、労働者のキャリア形成等にも大きな意味を持つ製造請負優良適正事業者認定制度基盤が敷衍されることを願い、次年度へ引き継ぎたい。

2014年3月

製造請負事業改善推進協議会